

【ポスター発表】

稼働年齢層の「子」を含む複数人世帯の生活困窮

—生活困窮者自立相談支援事業相談者調査より—

○ 東京成徳大学 朝比奈朋子 (6526)

杉野緑 (岐阜県立看護大学・771)

キーワード3つ：生活困窮者自立支援制度・不安定低所得階層・稼働年齢層

1. 研究目的

報告者は、生活困窮者自立相談支援事業相談者（以下、本事業相談者）の生活及び困窮を都市生活者の生活困窮として捉え、その特徴について様々な視点から考察している。本事業相談者は現代の不安定低所得階層（ワーキングプア）であり、健康問題を抱えた中高年齢層が大半をしめ、長年にわたる低位な生活の中で多岐にわたる生活問題を抱えており、生活基盤を整えるための支援を必要としていた。中でも就労支援プラン作成者は、支援を求めると同時に生活困窮が逼迫しているため当座の生活費を得るための就職を優先せざるを得ない生活実態があった（朝比奈・杉野 2020 他）。

一方で、本事業が個人を対象としているため、複数人世帯に属する相談者の生活困窮の実態を十分に捉えるに至っていなかったが、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童」を社会保障給付の対象となる児童（「子A」）とし、それ以外の「子」を「子B」と定義することで、複数人世帯の中にいる稼働年齢層の「続柄：子」を捉える枠組みを得るに至った（朝比奈・杉野 2022）。

以上の研究成果をふまえ、本報告では本事業相談者の中の稼働年齢層の「子B」を含む複数人世帯を対象として、それらの世帯の生活困窮の特徴を捉えることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究で用いたデータは、2018(平成30)年10月1日から2020(令和2)年1月31日までの間にC市生活困窮者自立支援事業及び総合相談事業の初回相談として受付けた全1,673ケースのうち、就労支援プラン作成者全114人中、複数人世帯に属する者全62人・60世帯(54.4%)である。集計用電子データから個人が特定されるデータを除いた状態で提供されたものを用いて分析を行った。上述の研究目的を達成するため、複数人世帯の中の稼働年齢層の「子B」に着目し、主に子Bを含む世帯の生活基盤に着目して分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。岐阜県立看護大学研究倫理委員会の審査を受け、承認された（承認番号0274）。本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

(1) 子Bの抽出

複数人世帯に属する者全60世帯を、国勢調査の世帯構成の分類基準に基づいた分類・

集計に加えて、相談者からみた世帯構成に再分類した。その際に、「続柄：子」は「子A」（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童）と「子B」（子A以外の「続柄：子」）に分類した。子Bを含む世帯は複数人世帯60世帯中39世帯(65.0%)で、国勢調査の分類による世帯構成と合わせてみると、「夫婦＋子」17世帯、「ひとり親＋子」（「男親＋子」5世帯と「女親＋子」13世帯）18世帯、他4世帯である。

(2) 子Bと「親」の年齢及び世帯

39世帯に含まれる全子B数は56人で、「40歳代」24人と最も多く集中している。平均年齢38.5歳、最高年齢57歳、最少年齢19歳。「夫婦＋子」は「20歳代」から「50歳代」に集中している。「ひとり親＋子」は「10歳代」・「20歳代」と「40歳代」・「50歳代」に二分している。「親」は「70歳代」14人と最も多く、平均年齢は69.2歳である。

(3) 子Bを含む世帯(39世帯)の生活基盤

相談者からみた住居は、「持家(親族等名義)」25世帯(「夫婦＋子」14世帯、「ひとり親＋子」8世帯、他3世帯)、「賃貸アパート・マンション」11世帯(「夫婦＋子」3世帯、「ひとり親＋子」7世帯、他1世帯)である。世帯の就労収入をみると、「就労収入有」24世帯(「就労収入」10世帯、「就労収入＋社会保障給付」12世帯、他2世帯)、「就労収入無」14世帯(「社会保障給付」12世帯、「収入無」1世帯、他1世帯)である。「就労収入有」24世帯の「就労者」に着目すると、「子B」11世帯(「夫婦＋子」・「ひとり親＋子」各5世帯、他1世帯)、「子B＋親」5世帯(「夫婦＋子」・「ひとり親＋子」各2世帯、他1世帯)、「親」8世帯(「夫婦＋子」5世帯、他3世帯)である。「社会保障給付」有の26世帯の「受給者」に着目すると、「親(両親を含む)」20世帯で、その世帯の子Bのいずれかの収入の有無をみると「無」12世帯(「夫婦＋子」7世帯、「ひとり親＋子」5世帯)である。

5. 考察

複数人世帯に属する本事業相談者の65%に子Bが含まれていた。属する世帯は「夫婦＋子」と「ひとり親＋子」世帯に二分され、約7割は世帯の所有する住居に居住していた。世帯収入は「就労収入無」が約1/3を占めていたが、主に「親」の社会保障給付(主に年金保険)があった。一方で「就労収入有」世帯の約半数は世帯の就労者が「子B」であったが、世帯収入の内訳をみると「親」の社会保障給付があり、加えて世帯によっては複数の子Bが就労していた。以上のことから稼働年齢にある子Bが生計中心者の役割を担えていないこと、年金受給年齢の「親」との同居によって生活が成り立っている生活及び困窮が明らかになった。

〔文献〕1. 朝比奈朋子・杉野緑(2020)「生活に困窮する求職者の特徴－就労支援プラン作成者の事例から－」東京成徳大学研究紀要－人文学部・国際学部・応用心理学部－第27号 2. 朝比奈朋子・杉野緑(2022)「生活困窮者自立相談支援事業相談者にみる子育て世帯の困窮」東京成徳大学子ども学部紀要第12号 *本研究は日本学術振興会科学研究費、基盤研究(C)2019年度～2023年度、課題番号：19K02270 研究代表者杉野緑による研究成果の一部である。